

第1434回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 令和2年7月30日 木曜日
開会 10時00分 閉会 11時30分

2 場 所 京都市総合教育センター 第1研修室

3 出席者	教 育 長	在田 正秀
	委 員	奥野 史子
	委 員	星川 茂一
	委 員	高乗 秀明
	委 員	笹岡 隆甫
	委 員	野口 範子

4 欠席者 なし

5 傍聴者 3名

6 議事の概要

(1) 開会

10時00分、教育長が開会を宣告。

(2) 前会議録の承認

第1433回京都市教育委員会会議の会議録について、教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案3件，報告1件

イ 議決事項

議第6号 京都市立学校の通学区域の変更について

(事務局説明 池本 調査課長)

「学校統合に伴う通学区域の変更」について、令和3年4月1日に京都市立高雄中学校が双ヶ丘中学校に統合される。これは、令和2年3月25日に市会で議決された、京都市立中学校条例の一部を改正する条例の施行によるものである。これに伴い、現在の高雄中学校の通学区域を双ヶ丘中学校の通学区域として変更させていただきたく、ご提案申し上げます。

続いて、「京都市立学校の通学区域の変更」について説明させていただく。

提案の趣旨は、本来の通学区域と異なる学校に通学区域外就学している地域について、通学

区域を実態に沿うよう変更しようとするものである。通学路の状況や生活圏・自治活動が通学区域外の校区である等の事情に基づき、特別措置として、別の学校へ区域外就学する地域を「指定地区」として取り扱っている。今回ご提案させていただくのは、北区上賀茂二軒家町全域及び上賀茂神山・本山の一部の地域について、実態に沿うよう通学区域を変更するものである。

まず、上賀茂二軒家町の全域、上賀茂神山の全域、上賀茂本山の北半分が、現在、柊野小学校・西賀茂中学校の通学区域となっている。このうち、山の東側の地域は、左京区静海市原町と隣接しており、生活圏が左京区静市側にあること、また、柊野小・西賀茂中へは山を越えなければならないことなどから、実際には指定地区として市原野小学校・洛北中学校へ通学している地域となっている。これらについて、上賀茂二軒家町は全域を、上賀茂神山と上賀茂本山は、指定地区を含む東部分を、市原野小・洛北中の通学区域へ変更する。

上賀茂本山の南東部分の地域は、本来、上賀茂小学校・加茂川中学校の通学区域だが、左京区岩倉幡枝町と隣接しており、日常的な生活圏が左京区岩倉側にあること、また、通学路の安全確保等の理由から、実際には、指定地区として、岩倉南小学校・洛北中学校へ通学している地域となっている。こちらについても、上賀茂本山の96番地以北の地域について、岩倉南小・洛北中の通学区域へ変更する。

今回の通学区域の変更は、通学区域自体を実態に沿うよう変更するものであり、児童生徒が実際に通学する学校に変更はない。実態に合わせて通学区域を変更することで、保護者及び学校が行っていた区域外就学の手続（申請書類への記入・提出）が不要となる。また、関係する学区の自治連合会からは、通学区域変更を希望する旨の要望書、また、その要望書に同意する旨の同意書のご提出を受けている。

なお、通学区域の変更時期は、学校統合に伴う通学区域については令和3年4月1日、「指定地区」に係る通学区域については令和2年10月1日とさせていただく予定である。

（委員からの主な意見）

【教 育 長】 指定地区に係る通学区域の変更については、宅地開発によりもともと居住のなかったエリアに、家が建ったことでの対応となる。住所地の通学区では通学困難となる地域について、地元の要望を受けて区域外就学により対応していたが、年数が経過し一定定着してきたことから、通学実態に合わせて通学区域を変更するというものである。

（議決）

教育長が、議第6号「京都市立学校の通学区域の変更」について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第7号 令和3年度に京都市立高等学校において使用する教科書の採択について

（事務局説明 辰巳 学校指導課担当課長）

まず、「1 教科書採択の経過及び今後の予定」についてであるが、5月7日に教育委員会で「基本方針」を議決後、基本方針に基づき「選定方針」を決定し、5月22日に教科書選定委員会へ、教科書選定について諮問した。

今年度の選定委員会は、学識者や保護者代表を含む38名の委員で構成し、5月25日にこの度初となる書面形式での第一回選定委員会、7月8日に対面形式にて第二回選

定委員会を開催した。さらにその間、教科ごとに作業部会となる調査研究委員会が16部会に分かれてメール・電話での会議を主として計29回開かれ、本市立高校の実情に即した最も適切な教科書について、精力的かつ慎重な審議を進めた。

また、教科書展示会を6月1日から7月1日までの1か月間、京都市総合教育センターと右京中央図書館で実施した。今年度は中学校用教科書が新学習指導要領下での初の採択年度であり、206名と多くの市民の方にご来場いただいた。なお、高等学校使用教科書に関する意見は提出されなかった。

こうしたプロセスを経て、選定委員会から7月8日に選定教科書一覧表が教育長に答申された。

その答申に基づき、本日、令和3年度使用の教科書の採択について、議案を提出させていただいたところである。議決の後、採択された教科書の中から、京都市立高等学校の管理運営に関する規則に則り、各学校長が令和3年度に使用する教科書を決定する。なお、来年度開校予定である京都奏和高校については、校長任命後に教科書を決定する流れとなる。

次に、「2 学習指導要領と教科書採択」について、高等学校の教科書は、毎年採択を行っているが、令和3年度は、すべての学年で、現行の学習指導要領に基づいて編集された教科書を使用するため、「令和3年度使用高等学校用教科書目録」の第1部に掲載されている教科書のうちから採択を行う。

また、高校では、令和4年度から新学習指導要領が学年進行で実施される。新学習指導要領に対応した第1学年用の教科書は、令和2年度中に検定があり、令和3年度に採択することとなる。従って、基本方針も令和3年度から新学習指導要領に対応した内容に変更し、この場で諮る予定となっている。

次に、「3 選定教科書について」であるが、本市立高校に該当する教科の検定済み教科書723点のうち、14教科233点を選定している。なお、5月7日に基本方針及び選定の観点について審議の際にご指示いただいたとおり、新学習指導要領に示されている理念、すなわち学力の三つの柱、「主体的・対話的で深い学び」の実現、カリキュラム・マネジメントの観点、各教科・科目においてそれぞれの目標や教科・科目特有の見方・考え方を育むのに役立つか、という点も意識して選定にあたった。

「4 各教科の選定の観点及び理由」について御説明申し上げる。議案説明資料4ページ以降に、各教科の重視した観点を優先順に記している。選定の観点は①から⑦まであるが、教科ごとに主に意識した観点について記している。

説明は以上となる。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(委員からの主な質問・意見)

【教 育 長】今年度は、現行の学習指導要領下での最後の選定であるが、昨年度から教科書の内容が変更されているものはないか。

【事 務 局】昨年度に新規検定がなかったため、昨年と同じ検定教科書の中から選定を行った。

【星川委員】現代文Aなど、採択数0の強化があるが、学校で教科が開設されていないなどが理由となるか。

【事 務 局】現代文AとBについては、現代文Aの指導事項が「読むこと」と「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」のみであるのに対し、現代文Bは

「話すこと・聞くこと」、「書くこと」も扱う総合的な言語能力を育成する科目である。そのため、京都市立高等学校においては、全校において現代文Bを設置し、現代文Aの開設がされないため、現代文Aの教科書採択もされていない。他の教科も同様の趣旨から数学活用、音楽Ⅲ、書道Ⅲなどが採択数0となっている。

【教 育 長】来年度が新学習指導要領下での本格的な採択となるため、準備をお願いする。またこの後の各学校での選定や実際の発注等の事務作業について宜しくお願いする。

(議決)

教育長が、議第7号「令和3年度に京都市立高等学校において使用する教科書の採択について」について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第8号 令和3年度に京都市立小・中・義務教育学校育成学級及び総合支援学校において使用する教科書の採択について

(事務局説明 菅野 総合育成支援課長)

採択にあたっては、5月7日の教育委員会で議決いただいた教科書採択に関わる基本方針に基づき、教科書選定委員会を設置した。選定委員は、学識経験者、保護者代表、教員、教育委員会事務局から21名で構成し、小学校育成学級・総合支援学校小学部、中学校育成学級・総合支援学校中学部、総合支援学校高等部の3グループに分かれて調査研究を行ってきた。

第1回及び第2回の選定委員会については、新型コロナウイルス感染拡大防止の視点から、書面により確認する方法での実施とした。こうした中で、随時、選定委員で調査研究を進めていただき、7月20日に第3回の選定委員会を会議形式で開催した。

次に、「2 令和3年度に小・中・義務教育学校育成学級、総合支援学校において使用する教科書」の表については、それぞれの学校の育成学級及び総合支援学校の各学部において使用する教科書について示したものである。小・義務教育学校前期課程の育成学級及び支援学校の小学部においては、「小学校・義務教育学校前期課程で使用する検定教科書」に加え、小・義務教育学校前期課程の育成学級及び支援学校の小学部用に選定する文部科学省著作教科書及び一般図書を、中学校育成学級及び総合支援学校中学部においては、小中の検定教科書・文科省著作教科書と一般図書、総合支援学校高等部においては、小中高の検定教科書・文科省著作教科書と一般図書を使用する教科書としている。そして、そのうち、総合支援学校・育成学級教科書選定委員会において委員会で選択することができる太枠内の一般図書について諮問し、答申を受けた。

「3 選定冊数」については、今回、当選定委員会では、一般図書について、小・義務教育学校前期課程育成学級及び支援学校小学部用に440点、中・義務教育学校後期課程育成学級及び支援学校中学部用に310点、高等部用に431点の合計1181点を選定しており、新たに選定したものが148点、供給不能等が75点、差し引き73点の増となっている。

なお、これらの図書は、5月7日の教育委員会において、議決いただいた「4 教科書採択に関わる基本方針」、「5 令和3年度に京都市立小・中・義務教育学校育成学級及び

総合支援学校において使用する教科書の選定の方針」に沿って選定された図書である。

「6 教科書展示会」については、6月1日から7月1日まで京都市総合教育センターと京都市右京中央図書館の2か所で実施した。なお、閲覧者数については、設置の名簿に記載があった数のみ計上させていただいており、総合教育センターでは94人、右京中央図書館では31人の方に閲覧いただいた。育成学級及び総合支援学校教科書については、意見書の提出はなかった。新たに選定した一般図書については、総合教育センター3階のカリキュラム開発支援センターに配架を行う予定をしているところであり、今後とも保護者や市民に分かりやすい展示となるよう努めてまいりたい。

4ページ目以降については、それぞれの小学校育成学級及び支援学校小学部、中学校育成学級及び支援学校中学部、それから、支援学校高等部ごとに、各種目の選定の観点と選定の理由について、お示ししている。

(事務局説明 小田総合育成支援課首席指導主事)

選定図書の使用例について、今年度新たに採択されたものから抜粋して数冊ずつ紹介させていただく。

「おべんとうバス」(小・国語)

真っ赤なバスの中に、お弁当の定番のおかずやおにぎり、フルーツが、みんな元気に「はい」と返事をしてバスの中に乗り込んでいく。繰り返しのあるセリフが出てくるような内容になっており、子どもたちに読み聞かせるときは、おかずの名称や、繰り返しのセリフを声に出して楽しむことができる。子どもの興味関心や実態に応じて、劇遊びや、見立て遊びの中で、おかずになりきってセリフを言ったり、バスに乗ったりする活動をするなど、工夫しながら楽しむことができる。(資料横長A3 1ページ No.40)

「しかけえほん フライパン」(小・家庭科)

「じゅーパカッ」「ぴちぴちぱちぱちパカッ」リズムカルな言葉に合わせ、しかけ扉をめくると、ベーコンエッグ、ホットケーキ、卵焼き、鮭塩焼き等、いろいろな料理が現れる。シンプルできれいなイラストで描かれており、調理中のオノマトペも楽しい本。調理学習の導入時などにも活用することができる。(資料横長A3 4ページ No.336)

「小学館の子ども図鑑プレNEO 楽しく遊ぶ学ぶ ふしぎの図鑑」(中・理科)

いきもの、自然、からだ、たべもの、せいかつ、それぞれのテーマごとの「ふしぎ」について紹介されている。例えば、「アサガオはなぜ朝が来るのがわかっているのかな?」「背はどうして伸びるの?」等の「ふしぎ」について、絵や写真をふんだんに使い、解説されている。クイズや簡単な実験、驚きや発見のある写真など、生徒の好奇心をくすぐる工夫もみられる。(資料横長A3 8ページ No.738)

「それしかないわけないでしょう」(中・道徳)

本書は、物語の中で、「すきか きらいか」「2つのうち、どちらか」「よいか わるいか」だけでなく、どちらでもない答えがあつていい、どちらも違うと思ったら、新しい答えを自分で見つけたらいいという、物事を多角的にみるヒント、その面白さに気づくことができる書籍となっている。生徒が悩んでいるときや、感情が落ち込んでしまったときに、「そ

れしかないわけないでしょう」「みらいはたくさんあるんだから」と、生徒と一緒に考える時に使用したい1冊。(資料横長A3 11ページ No.909)

「きみが考える・世の中のしくみ(4) 社会保障ってなに？」(高・社会)

本書は、医療保険、年金、介護、子育てなど、誰にでも関係のある社会保障の考え方を、イラストとともに紹介している。イラストを用いることで、社会保障の仕組みを分かりやすく解説すると同時に、読者である生徒たちにも身近な問題として関係していることから、深い学びにつながるものになっている。(資料横長A3 12ページ No.1050)

「水だけでスイスイ！まほうのぬりえ」(高・美術)

本書は、筆を水につけて塗るだけで魔法のようにいろいろな色が出てくる面白さがあり、不思議で楽しい新感覚のぬりえとなっている。絵を描くことや色を塗ることが難しい生徒でも、興味を持って取り組める1冊。ページごとに切り離せるようになっており、塗り終わったら切り離して飾ることもできるようになっている。(資料横長A3 13ページ No.1155)

また、特別支援学校及び育成学級で使用することができる、知的障害特別支援学校用文部科学省著作教科書(通称「星本」)について、簡単に説明させていただく。

星本には、国語科、算数科・数学科、音楽科の3教科があり、段階に応じて☆がついている。小学部用に3段階の星本があり、中学校においては、来年度から新学習指導要領が完全実施となることに伴い、新たに☆5つの段階が新設されることになった。

これらも、京都市の総合支援学校や、本市の育成学級において活用することができる。

説明については、以上となる。よろしくご審議いただきたい。

(委員からの主な質問・意見)

【教 育 長】 小・中・義務教育学校育成学級及び総合支援学校において使用する教科書については毎年採択していただいている。1000点を超える図書に目を通していただいて議論いただいている。

【奥野委員】 毎年見せていただいているが、高等学校などは私たちも知らないようなことが書かれている図書もあったりしてわかりやすい。先ほど紹介されていた「小学館の子ども図鑑プレNEO 楽しく遊ぶ学ぶ ふしぎの図鑑」など、今回も面白い図書を採択されていると思った。星本の取扱いについて、に関しては全員の子どもに配布されるのか？

【事 務 局】 小・中・義務教育学校育成学級及び総合支援学校において使用する教科書は、子どもの実態や学習のねらいに応じて選んでいる。下学年の検定本が難しければ星本を選んで使用し、それも難しいようであれば、一般図書から選んで使用している。そのため、すべての子どもたちに星本が配布されるわけではない。

【教 育 長】 毎年、一人一人の障害の状況に応じて合うものを選んでいるので、大変な作業であると思う。今後、教科書を使用してどのように指導しているのかを見る機会を設けたい。

(議決)

教育長が、議第8号「令和3年度に京都市立小・中・義務教育学校育成学級及び総合支援学校において使用する教科書の採択について」について、各委員「異議なし」を確認、議決。

ウ 報告事項

令和3年度京都市立総合支援学校医療的ケア（自立活動）担当教員採用選考試験の実施について

(事務局説明 坂本 総合育成支援課担当課長)

令和3年度京都市立総合支援学校医療的ケア（自立活動）担当教員採用選考試験について御説明する。

近年、医療技術の発達を背景に児童生徒の医療的ケアの高度化や重複化が進む中で、本市では、総合支援学校への看護師の配置拡大などにより、医療的ケアを必要とする児童生徒への対応に取り組んできているが、この度、実施体制の一層の充実を図るため、看護師免許を持つ方を対象とした「医療的ケア（自立活動）担当教員」の採用試験を実施することとしたので、その概要を御報告させていただく。

採用試験の御説明に入る前に、京都市立学校における医療的ケアを巡る現状について、概要を説明させていただく。

医療的ケアの必要な児童生徒数は、総合支援学校全体で68名である。支援学校の対象児童生徒数はあまり増えていないが、これは10年ほど前から医療的ケアが必要であっても地域の小学校等で受け入れているケースが増えてきているためであり、全体としては全国同様、対象の児童生徒は増えている。そうした理由で、人数が横ばいになってはいるものの、医療的ケア行為件数については、障害の重度・重複化が進む中、増加の一途をたどっている。従来、児童生徒1人に必要な医療的ケアが概ね1人につき1つの行為であったものが、最近では、1人につき平均5つの行為が必要になってきていることになる。

医療的ケアの種類については、多いものから、喀痰吸引（痰の吸引）、経管栄養、酸素療法、人工呼吸器の管理、と続いている。特に、高度な対応を要する人工呼吸器を使用している児童生徒の数は、今年度は16人だが、10年前は3人である。周産期医療の進歩も影響し、過去10年で5倍になっている状況である。

こうした状況に対し、総合支援学校には現在、計25名の看護師を配置し、医療的ケアを担っていただいている。ただし、現状では、いずれの看護師も非正規である常勤講師又は非常勤講師としての任用である。

なお、近年、医療的ケアを要する児童が地域の小学校等に就学するケースが増加する傾向にあり、現在、小学校8校に8名の対象児童が在籍し、非常勤の看護師を13名配置している。

次に、看護師の配置以外で、医療的ケアに関わる主な取組についても御説明させていただく。

まず、平成24年の社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、介護福祉士や教員が研修を受けることによって比較的難易度の低い特定の医療行為を実施できることになり、本市においても現在89名が研修を受講し、医療的ケア実施者として認定されている。看護師と教員が連携・協力してケアを行う体制としている。

また、地域制総合支援学校 4 校の各学校医を指導医に任命し、必要に応じて医療的ケアに関する指導や相談対応にあたっていただき、また、大学教授など外部の方 2 名を指導看護師に委嘱して、数か月に 1 回程度、各校を巡回して指導助言などを行っていただいている。

更に、医師、学識経験者、PTA 等による専門会議を設置し、幅広い視点から医療的ケアに関する意見等をいただく機会を年 2 回設けている。

そして現在、こうした会議での意見も踏まえつつ、医療的ケア対応のガイドラインとなるマニュアル作成に努めているところ。

学校における医療的ケアの実施体制の全体像を表したモデルが図 2 である。図の中心部に看護師がおり、看護師を中心に、教職員や関係機関が連携しながらより安全な実施に努めている。

図の中に個別の教育支援計画の作成という矢印が示されているが、学校で行う医療的ケアは、単に教育機会の確保、すなわち児童生徒が学校に出てこれるようにするためだけではなく、その児童生徒に将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立って、医療的ケアに関する事項についても個別の教育支援計画、本市では個別の包括支援プランと呼んでいるが、これを立てて指導を行うというように、教育的意義を踏まえて取り組むことが大切であると言われている。

このように、学校で勤務する看護師には、ある種複雑な連携体制のもとで医療的ケアを実施し、児童生徒の成長に関わる役割が期待されている中で、いくつか課題もある。

学校管理職と看護師は互いに異なる専門職の立場であり、校長はじめ学校管理職から看護師への指導や支援が行き届きにくいことや、病院で医師や看護師長から直接指示を受けながら仕事をするのとは異なる学校という環境の中で、不安を抱く看護師も多く、動きにくさ、やりづらさを感じてしまい、離職につながってしまう状況もある。

教育的意義を踏まえた医療的ケアの充実とともに、こうした課題の改善にもつながるように、この度、看護師への指導・支援等を担う「医療的ケア（自立活動）担当教員」を新たに採用・配置しようとするものである。

それでは、新たに実施する採用選考試験の概要について御説明させていただく。

医療的ケア担当教員の主な職務内容は資料に記載のとおり。学校看護師への指導や研修の実施、保護者や関係機関との連絡調整、また、近年増加している地域の小学校等への相談支援などを通じて、学校看護師の専門性向上、ひいては学校における医療的ケア実施体制の充実に向け中心的な役割を担っていただきたいと考えている。

採用予定者数は若干名を予定している。今後、地域制総合支援学校 4 校に 1 名ずつ配置する体制を目指したいと考えている。採用予定日は令和 3 年 4 月 1 日付を予定している。

受験資格は資料に記載のとおり。「重症心身障害児の臨床経験 3 年以上」とあるが、これは重度の知的障害と肢体不自由の障害を併せ持つ子どもへの臨床経験を意味しており、「重症心身障害児施設」と呼ばれる医療機関や特別支援学校での看護師経験が該当する。

また、この試験は、教員免許を所有していないものの高い専門性や豊富な経験がある外部人材を学校現場に活用できる「特別免許状授与制度」を活用する。

主な試験日程については、今週 28 日に要項を発表しており、8 月 27 日までを出願期間としている。選考試験は、9 月 6 日に 1 次試験として論文試験、9 月 20 日に 2 次試験として個人面接試験を、いずれも総合教育センターを会場に実施し、10 月上旬に合格発表を行う予定としている。

採用試験の詳細については、別刷りで配布している実施要項を併せてご参考いただきたい。

なお、看護師に特別免許状を授与し教員として採用する例は、全国では都道府県で数例程度。政令指定都市では初めてとなる。

最後に、採用試験の実施にあたっての新型コロナウイルス感染症対策については、先行実施している都道府県の例を見ても、おそらく受験者は10名を超えない程度と見込んでおり、密な状態を避けての実施は可能であると考えている。

本日は報告事項だが、採用決定の際には改めて議案として提案させていただく。報告は以上である。

(委員からの主な意見)

【野口委員】受験資格に重症心身障害児の臨床経験3年以上と定められているが、重症心身障害児施設には該当しないものの、重症心身障害児(者)病棟を設置している病院での勤務経験は含まれるのか。

【事務局】当該病棟における重症心身障害児への臨床経験であれば含まれることとなる。

【星川委員】重複障害の子どもは過去からいたと思うが、医療的ケア行為件数が増加したのは、重複障害の子どもが総合支援学校に在籍していなかったからか、それとも、在籍人数はあまり変わらず障害の重複化が進んだからか。また、小学校に在籍する医療的ケア児は育成学級に通っているのか。

【事務局】医療的ケア児の実態が多様化しており、例えば平成17年頃には、人工呼吸器を使用しながら学校に通学できるような子どもはいなかった。現在では医療機器の進歩等により、障害が重度化・重複化していることに加えて、社会参加を見据え同年代との交流等を求める社会的ニーズの高まりが通学を後押ししているという側面もあり、件数が増加している。

小学校に在籍する医療的ケア児8名のうち育成学級に6名、普通学級に2名が通学している。

【笹岡委員】高い専門性を有する人材を募集することになるが、どの程度の志願者数を見込んでいるのか。

【事務局】現在、総合支援学校で勤務されている25名の看護師への声掛けを行うとともに、報道各社への広報やナースセンターへ要項の配架を依頼するなどして募集の周知徹底を図り、志願者の確保に努めてまいりたい。

【奥野委員】医療的ケア担当教員は今後、指導看護師に取って代わる職なのか。また、総合支援学校だけでなく、小・中学校にも関わることになるのか。

【事務局】指導看護師には引き続き指導助言等をお願いし、医療的ケア担当教員を含めての指導を担っていただきたいと考えている。

地域制総合支援学校は、特別支援教育に関してブロック内の小・中学校への支援を行うセンター的機能を担っており、医療的ケア担当教員にもその一環として、小・中学校を巡回し相談対応を行うなどの役割も想定している。

【高乗委員】地域制総合支援学校4校への段階的な配置について、配置完了までの期間の見込みは。また、配置完了までの間の在籍校はどうなるのか。

受験者層は、現在総合支援学校に勤務している学校看護師と、外部の医療機関に勤務している看護師とのどちらを主に想定しているのか。

【事務局】 地域制総合支援学校のいずれかへの所属となる。段階的に増員し、概ね4・5年以内に4校に配置する計画である。外部の医療機関からの受験も期待しているが、学校看護師を基本的には想定している。他都市の総合（特別）支援学校での勤務経験を有する看護師にも受験してほしいと思っている。

【教育長】 重要な役割を担う教員を採用することとなる。医療的ケア実施体制の一層の充実に向けて、志願者の確保を進めてほしい。

（4）その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

7月15日	市立中学校教職員の新型コロナウイルス感染判明
7月22日	教育福祉委員会
7月23日～24日	京都市立京都奏和高等学校 学校説明会
7月27日	市立中学校生徒の新型コロナウイルス感染判明
7月29日	市立小・中学校児童生徒及び市立幼稚園教職員の新型コロナウイルス感染判明

○事務局から当面の日程について説明

（5）閉会

11時30分、教育長が閉会を宣告。

署 名 教育長